

# 保険医療機関及び保険医療養担当規則 に基づく費用の説明

## 1、食事療養の内容及び費用

区分	1食あたりの費用
一般の方	490円
難病患者、小児慢性特定疾病患者の方（住民税非課税世帯を除く）	280円
住民税非課税世帯の方	230円
住民税非課税世帯の方で過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	180円
住民税非課税世帯に属しかつ所得が一定基準に満たない70才以上の高齢受給者	110円

食堂加算・・・A2、南2、南3病棟では原則、食堂加算が1日につき50円かかります。

特別食加算・・・病態により、特別な食事の提供を必要とする場合、1食につき76円かかります。

（腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓食、脂質異常症食、痛風食、フェニールケトン尿症食、楓糖尿症食、ホモシスチン尿症食、ガラクトース血症食、治療乳、無菌食（無菌治療室管理加算を算定している患者）、特別な場合の検査食）

## 2、生活療養の内容及び費用

介護保険との均衡の観点から、医療療養病床に入院する65歳以上（注1）の者の生活療養（食事療養並びに温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養をいう。）に要した費用について、保険給付として入院時生活療養費を支給されることとなりました。

入院時生活療養費の額は、生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して算定した額から、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める生活療養標準負担額（所得の状況[※1]）、病状の程度、治療の内容その他の状況をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に軽減して定める額）を控除した額となっています。

被扶養者の入院時生活療養にかかる給付は、家族療養費として給付が行われます。

[※1] 所得の状況をしん酌して負担額が軽減される者

低所得者Ⅱ（住民税非課税世帯）  
低所得者Ⅰ（年金額80万円以下等）

区分		食費 〈1食につき〉	居住費 〈1日につき〉
課税世帯	一般	490円（[※2]450円）	370円
	難病患者等	280円	0円
低所得者Ⅱ（住民税非課税世帯）		230円	370円
低所得者Ⅰ（年金収入80万円以下等）		140円	370円

[※2] 管理栄養士等を配置していない保険医療機関に入院している場合は450円です。

## 3、患者申出療養又は選定療養の内容及び費用

当院では特別療養環境室（差額ベッド）の選定療養を実施しています。

（費用については別の掲示をご参照ください）

平川病院 病院長